

水道設計積算システム導入事業業務委託
プロポーザル実施要領

令和 7 年 10 月
山陽小野田市水道局

1 業務の目的

本業務は、水道配管工事の設計積算が可能でC A D設計と積算が連動しているシステム（以下「システム」という。）を導入するにあたり、技術力の維持・継承、業務の効率化や正確性の確保、コスト削減を図ることが可能なシステムを導入することを目的とし、当該業務委託を行い得る能力を有する事業者のうち、業務に対する意欲、資質及び技術的能力等が優れた受託事業者を選定するために、公募型プロポーザル方式を実施するものである。

2 業務の概要

(1) 業務名称

水道設計積算システム導入事業業務委託

(2) 業務内容

別紙「水道設計積算システム導入事業業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりに。また、仕様書で知り得た情報等について他に漏らしてはならないものとする。なお、その職を退いた後も同様とする。

(3) 委託期間

① 業務の委託期間

委託期間は、契約締結日から令和8年11月30日までとする。

② システムの保守期間

システム保守期間は、システム本稼働日から令和13年3月31日までとし、その期間中は保守費用の金額の変更は行わない。なお、システム保守契約は、業務とは別に契約する。また、契約締結後における費用の支払いはシステム稼働期間において毎年度払いとし、局の定める手続きに従って支払うものとする。ただし、初年度については提案価格見積積算内訳書（様式第12号別添）に記載された金額を月割りした額を支払う。

③ 歩掛及び単価改定業務期間

歩掛及び単価改定業務は、システム本稼働日から令和13年3月31日までとし、その期間中は改定費用の金額の変更は行わない。なお、歩掛及び単価改定業務契約は、業務とは別に契約する。また、契約締結後における費用の支払いはシステム稼働期間において毎年度払いとし、局の定める手続きに従って支払うものとする。ただし、初年度については提案価格見積積算内訳書（様式第12号別添）に記載された金額を月割りした額を支払う。

(4) 事務局

山陽小野田市水道局 工事管理課 工事第一係
〒756-0092 山口県山陽小野田市新生一丁目8番22号
TEL 0836-83-3557
FAX 0836-83-4597
E-mail suido-kouji@city.sanyo-onoda.lg.jp

(5) 提案上限額

① システム導入・構築費用

② システム保守費用（1年間）

③ 歩掛及び単価改定業務費用（1年間）

総額14,500,000円

※金額には消費税及び地方消費税額を含まない。

※見積金額が上限金額を超える場合は失格とする。

3 参加資格要件

(1) 企業に関すること

本プロポーザルに参加できる者は、以下の全ての条件を満たす者とする。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ② 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続の開始の申立てがなされていない者であること。
- ③ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続の開始の申立てがなされていない者であること。
- ④ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくはその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）及び暴力団若しくはその構成員でなくなった日から5年を経過しない者並びにこれらの統制下にある者でないこと。
- ⑤ 山陽小野田市水道局物品の調達等及び業務委託に係る指名停止措置要領に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。
- ⑥ 単体事業者であること。（複数の事業者による共同企業体は認めない。）
- ⑦ 参加資格要件確認基準日において、地方公共団体が経営する水道事業体（用水供給事業体は除く。）にシステムを導入しており、以下のア)及びイ)を実施していること。
 - ア) 歩掛及び単価改定業務
 - イ) 現地対応の保守

(2) 参加資格要件確認基準日

参加申請書類を受理した日から、企画提案事業者と委託契約を締結する日までの間とする。

4 選考日程

(1) スケジュール

項目	日程
実施要領等の交付期間	令和7年10月27日(月)～令和7年11月6日(木)
参加申請書類の提出期限	令和7年11月6日(木)
一次審査結果通知日	令和7年11月17日(月)
質問書の提出期限	令和7年11月25日(火)
企画提案書の提出期限	令和8年1月9日(金)
二次審査（プレゼンテーション）	令和8年1月27日(火) 予定
審査結果発表	令和8年1月28日(水) 予定
契約手続	令和8年2月中旬予定

※ 公告時点での予定であり、状況により変更する場合あり。

(2) 参加申請書類の提出

本要領並びに仕様書を熟考の上、参加を希望する者（以下「参加事業者」という。）は以下の事項に従って参加申請書類を提出すること。

- ① 提出書類 参加表明書（様式第1号）
会社概要（様式第2号）
業務実績（様式第3号）
業務実施体制（様式第4号）
配置予定技術者（様式第5号）
システムで使用するCADソフトのカタログ
- ② 提出期限 令和7年11月6日（木）午後5時まで
- ③ 提出部数 1部

- ④ 提出場所 事務局（土・日曜日、祝日を除く平日の午前9時から午後5時まで）
- ⑤ 提出方法 持参又は郵送（配達記録が残る方法で提出期限までに必着のこと。）

(3) 質問の受付

本プロポーザルに関する質問がある場合は、質問書（様式第6号）の提出により質問することができる。ただし、審査基準に係る質問は一切受け付けないものとする。

- ① 受付期間 令和7年11月25日（火）午後5時まで
- ② 受付方法 質問書（様式第6号）を用いて、電子メールの添付ファイルとして、事務局に送信すること。なお、電子メール送信後、電話で着信確認を行うこと。口頭での質問は受け付けない。
- ③ 回答方法 回答は電子メールにより、全ての提案者に随時回答するものとする。参加表明期限前に提出された質問の回答は、ホームページに掲載する。

(4) 一次審査

提出された参加申請書類について、参加資格とCADソフトにより一次審査を実施し、二次審査を受ける者を選定する。

審査結果については、申請者に書面で通知する。審査結果の説明を求める場合、審査結果通知の翌日から起算して3日（休日は含まない。）以内に、書面（任意様式）にて行うものとし、回答は書面で行うものとする。

参加事業者が2者以下の場合は、一次審査を省略する。

(5) 水道設計積算システム導入事業業務委託企画提案書及び見積書作成要領等の送付
一次審査により、提案書等提出の要請を受けた者（以下「提案者」という。）に対し、以下の資料をCDで送付する。

- ① 送付書類 水道設計積算システム導入事業業務委託企画提案書及び見積書作成要領（以下「作成要領」という。）
確認書（様式第9号）
企画提案書届出書（様式第10号）
機能要件書（様式第11号）
提案価格見積書（様式第12号）
提案価格見積積算内訳書（様式第12号別添）
プロポーザル参加辞退届（様式第13号）
質問書（様式第6号）
- ② 貸与資料 参考設計図（当初、変更、精算）
参考設計書（当初、変更、精算）
※受託事業者を選定されなかった提案者は、貸与資料を選定結果通知後、速やかに事務局に返還すること。

(6) 企画提案書等の提出

提案者は、作成要領に基づいて作成した企画提案書等を、以下の事項に従って提出すること。

- ① 提出書類 確認書（様式第9号）及び添付書類（財務状況、導入実績）
企画提案書届出書（様式第10号）
企画提案書（様式は任意とする。）
機能要件書（様式第11号）
提案価格見積書（様式第12号）及び提案価格見積積算内訳書（様式第12号別添）
- ② 提出部数 企画提案書12部

- ③ 提出期限 令和8年1月9日（金）午後5時まで
- ④ 提出場所 事務局（土・日曜日、祝日を除く平日の午前9時から午後5時まで）
- ⑤ 提出方法 持参又は郵送（配達記録が残る方法で提出期限までに必着のこと。）

(7) 二次審査

提案者から提出された企画提案書等とそれに対するプレゼンテーションの機会を設け、審査委員会において審査基準に基づき企画提案内容の評価を行う。プレゼンテーションの内容は、企画提案書記載事項のみとし、記載されていない事項を発表してはならない。プレゼンテーションの日時、場所等の詳細については事前に事業者へ通知する。なお、プレゼンテーションに参加しない事業者は失格とする。審査委員の合計点の最高点、最低点を除外した残りの平均点で評価する。なお、同じ合計点の最高点、最低点をつけた審査委員が複数いたときは、それぞれ1人分の点数を除く。提案内容を公平かつ客観的に評価し、最も優れた企画提案を行った提案者を優先交渉権者として選定する。提案者が1社の場合でも審査を行い、審査基準に基づき採点した評価項目の点数が、配点の10分の6以上の得点を取得すれば、交渉権者とする。ただし、審査委員会において協議し、妥当な提案者がいないと判断した場合には、優先交渉権者を選定しないこともある。また、必要に応じ、次点交渉権者も併せて選定する。

審査結果については、審査終了後全ての提案者に書面で通知する。審査結果の説明を求めるとき、審査結果通知の翌日から起算して3日（休日は含まない。）以内に、書面（任意様式）にて行うものとし、回答は書面で行うものとする。

(8) 契約

審査委員会にて選考された優先交渉権者は、局と仕様内容並びに価格等協議の上、局の決定を受けることにより受託事業者となる。ただし、以下の場合、局は次点交渉権者と協議を行うことがある。

- ① 優先交渉権者が審査後に本要領に定める参加資格要件を満たすことができなくなった場合
- ② 優先交渉権者と契約交渉が成立しない場合
- ③ その他の理由により優先交渉権者と契約の締結が不可能となった場合

5 その他

(1) 失格事項

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- ① 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）及び刑法（明治40年法律第45号）等に抵触する行為を行った場合
- ② 他の参加事業者と提案等の内容又はその意思について相談を行った場合
- ③ 受託候補事業者の選定の前に、他の参加事業者に対して提案等の内容を意図的に開示した場合
- ④ 受託事業者の選定を行う審査委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
- ⑤ 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ⑥ 「3. 参加資格要件」に該当しない場合
- ⑦ 本要領に違反又は著しく逸脱した場合
- ⑧ 参加者の記名又は押印を欠く参加若しくは参加事項を明示しない応募を行った場合
- ⑨ 誤字又は脱字等により意思表示が不明確な応募を行った場合
- ⑩ 2通以上の書類提出がなされた応募を行った場合
- ⑪ 必要書類を提出期限までに提出せず、審査委員会により重大又は悪質であり、プロポーザルの公正性及び公平性を著しく損なう恐れがあると認められた場合

- ⑫ 2案以上の企画提案をした場合
- ⑬ 本プロポーザルに関して不正又は公正さを欠く行為等があった場合

(2) 留意事項

- ① 書類の受取、作成、提出、プレゼンテーションへの参加等に係る一切の経費は、参加事業者の負担とする。
- ② プレゼンテーション時に、企画提案書等の提出時に添付していない資料等を新たに追加することは認めない。
- ③ 提出書類の返却及び公表はしない。
- ④ 提出書類の著作権等の取扱において、提出書類に含まれる著作物の著作権は参加事業者に帰属する。ただし、事業者選定結果の公表等において局がこの業務に関し必要と認める用途については、企画提案書の全部又は一部を無償で利用できるものとする。
- ⑤ 参加に関して使用する言語は日本語、単位はSI単位、通貨単位は円、時刻は日本標準とする。
- ⑥ 参加事業者は、本プロポーザルで知り得た情報等について他に漏らしてはならないものとする。なお、その職を退いた後も同様とする。
- ⑦ 本要領に定めのない事項については、協議の上決定する。
- ⑧ スケジュールの変更については、山陽小野田市水道局ホームページへ随時掲載する。